【提出時の確認事項】

１．事業者氏名に誤りがないか。

※事業者が法人の場合は法人名を、個人の場合は氏名を入力してください。

２．返還方法の選択に誤りがないか。

※訪問看護療養費を債権譲渡している場合は、訪問看護療養費からの控除ができないため、「直接」を選択してください。

３．返還データに入力誤りがないか。

※利用者氏名、性別、生年月日、（対象）年月、保険者番号、公費負担番号、給付割合など

４．後期高齢者医療に係る令和４年１０月訪問看護分以降の給付割合に誤りがないか。

※令和４年１０月訪問看護分から後期高齢者医療一般の給付割合は、所得により８割又は９割となっています。

５．作成したエクセルデータをメールに添付し提出する場合は、宛先のメールアドレスに誤りがないか。

６．作成したエクセルデータを CD-R、DVD-R 等の電子媒体で提出する場合は、当該媒体にデータが保存されているか。

７．作成したエクセルデータをメール又は CD-R、DVD-R 等の電子媒体で提出するほか、併せて紙媒体（返還同意書、保険者別返還金額一覧表、返還内訳書）を送付しているか。

８．返還方法として、今後支払われる訪問看護療養費からの控除を希望する場合であっても、返還金額が毎月の訪問看護療養費を上回る場合には、審査支払機関において控除処理を行うことが困難です。

このような事態が想定される場合には、過去の訪問看護療養費支払い実績を参考にして、毎月の訪問看護療養費を下回る額となるように返還金関係書類（ファイル）を分割して作成のうえ、各返還金関係書類（ファイル）に番号（①、②…）を付して、北海道厚生局に提出してください。提出後、審査支払機関において当該番号順に控除処理が行われます。

（例）

・返還金額：100 万円（対象患者 50 名分）
・１か月の訪問看護療養費：70 万円
・返還金関係書類：〈ファイル①〉返還金額 60 万円（患者 30 名分）、〈ファイル②〉返還金額 40 万円（患者 20 名分）

なお、返還金額が毎月の訪問看護療養費を上回る場合、上記の返還方法以外に「直接」も選択できます。併せてご検討ください。